

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【事業年度】	第25期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 高橋 恭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 高橋 恭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	2,060,187	2,250,145	1,712,841	1,008,551	1,050,835
経常利益又は経常損失() (千円)	49,211	69,042	23,176	19,935	398,189
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失() (千円)	15,938	51,270	6,723	42,909	411,150
包括利益 (千円)	10,978	57,040	11,238	42,029	408,018
純資産額 (千円)	644,611	701,652	712,890	714,255	1,441,740
総資産額 (千円)	1,409,744	1,424,130	910,860	962,168	1,961,544
1株当たり純資産額 (円)	82.79	89.63	90.53	95.19	160.38
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	2.13	6.84	0.90	5.73	49.43
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.0	47.2	74.5	74.1	73.5
自己資本利益率 (%)	-	7.9	1.0	6.2	-
株価収益率 (倍)	-	24.8	147.1	52.9	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	33,257	122,495	45,541	15,516	290,592
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	771	9,267	867	195,448	886,728
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	56,907	14,391	85,979	50,145	1,090,034
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	413,524	530,896	570,466	409,647	322,361
従業員数 (人)	68	64	52	36	44
(ほか、平均臨時雇用者数)	(3)	(3)	(3)	(2)	(1)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3 第21期及び第25期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4 第21期及び第25期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5 第25期の親会社株主に帰属する当期純損失の計上は、主にサイバーセキュリティ分野における新規事業展開に向けた先行投資によるものであります。
6 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
営業収益 (千円)	82,260	84,420	80,520	92,953	102,480
経常利益又は経常損失 () (千円)	32,970	33,698	21,221	49,529	131,541
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	32,020	33,408	745	1,981	303,701
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	667,751
発行済株式総数 (株)	7,494,000	7,494,000	7,494,000	7,494,000	8,984,000
純資産 (千円)	643,395	676,803	676,058	666,986	1,500,965
総資産 (千円)	654,242	698,380	688,714	735,892	1,701,564
1株当たり純資産額 (円)	85.85	90.31	90.21	88.88	166.97
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	4.27	4.46	0.10	0.26	36.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	98.3	96.9	98.2	90.5	88.2
自己資本利益率 (%)	5.1	5.1	-	-	-
株価収益率 (倍)	40.5	38.1	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	3	4	4	4	4
株主総利回り (%)	314.5	293.1	240.0	254.6	296.5
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	224	560	210	490	1848
最低株価 (円)	109	142	108	122	219

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3 第23期、第24期及び第25期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4 第23期、第24期及び第25期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
6 最高株価及び最低株価は、名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1994年9月	業務プロセスに関するコンサルティング事業及びマーケティングリサーチ事業を目的として千葉県佐倉市に株式会社バルクを設立（資本金10百万円）
1995年12月	インターネットリサーチシステムが完成し、マーケティングリサーチ事業を開始
1999年12月	インターネットを使用した海外向けマーケティングリサーチ事業を開始
1999年12月	自治体向けコンサルティング事業開始（情報公開制度、個人情報保護等）
2000年1月	事業の拡大に伴い東京都千代田区に本社を移転
2000年6月	インターネットを使用したCM評価サービス提供開始
2000年7月	インターネットを使用したグループインタビューサービス提供開始
2000年10月	株式会社ベル・マーケティング・サービスを株式取得により子会社化
2001年10月	インターネットを使用したWEBサイト評価サービス提供開始
2002年10月	プライバシーマーク認定取得
2002年10月	コンサルティング事業のコンセプトを発展させ、PBISM事業を開始
2003年1月	プライバシーマーク認定取得支援サービス提供開始
2004年8月	西日本地域におけるPBISM事業の強化を目的として、大阪市淀川区に西日本支店開設
2004年9月	クイックリサーチシステム「Sprio」が完成し、サービスを開始
2004年9月	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得
2004年12月	ISMS認証取得支援サービス提供開始
2005年2月	事業の拡大に伴い、本社機能の一部を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年3月	個人情報保護及び情報セキュリティ継続・維持教育のためのASP型eラーニングシステム「V STUDY（Vスタディ）」が完成し、サービスを開始
2005年4月	PBISM事業を拡充する目的で子会社株式会社バルクセキュアを設立
2005年4月	プライバシーマーク認定及びISMS認証取得後のマネジメントシステムの継続・維持及びリスク対応を行う「バルク保証制度」を創立、サービス開始
2005年6月	本社所在地を東京都中央区日本橋馬喰町（現所在地）に移転
2005年12月	株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場に株式を上場
2006年4月	ISO27001認証取得
2006年5月	日本データベース開発株式会社を株式取得により子会社化
2007年3月	分社型新設分割（物的分割）により、純粋持株会社体制に移行 当社商号を「株式会社バルクホールディングス」に変更し、新設分割設立会社の商号を「株式会社バルク」（現・連結子会社）とする。
2007年7月	戦略コンサルティング業への進出を目的として子会社株式会社アトラス・コンサルティングを設立
2008年3月	グループ経営の効率化を図るために株式会社バルクと株式会社バルクセキュアを合併（存続会社・株式会社バルク）
2008年12月	株式会社ベル・マーケティング・サービスの全株式を譲渡
2010年5月	株式会社ヴィオを株式取得により子会社化
2012年11月	株式会社アトラス・コンサルティングの株式の一部譲渡し、持分法適用関連会社化
2013年3月	株式会社マーケティング・システム・サービス（現・連結子会社）を株式取得及び株式交換により子会社化
2014年1月	株式会社ハウスバンクインターナショナルを株式交換により子会社化
2014年3月	日本データベース開発株式会社の全株式を譲渡
2017年3月	株式会社ハウスバンクインターナショナルの全株式を譲渡
2017年10月	次世代ガスセンサーメーカーの米国AerNos, Inc.に出資
2017年11月	イスラエルCyberGym Control Ltd.とサイバーセキュリティ分野における共同事業にかかる基本合意書を締結（同年12月に同社と独占的ライセンス契約を締結）
2018年1月	株式会社ヴィオの全株式を譲渡
2018年1月	サイバーセキュリティトレーニングサービス等を提供するため、CyberGym Control Ltd.との共同事業会社として米国子会社Strategic Cyber Holdings LLCを設立
2018年9月	サイバーセキュリティ分野における戦略子会社として、株式会社CELを設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社（株式会社バルクホールディングス）、連結子会社4社（株式会社バルク、株式会社マーケティング・システム・サービス、Strategic Cyber Holdings LLC、株式会社CEL）及び関連会社1社（株式会社アトラス・コンサルティング）で構成されており、セキュリティ事業及びマーケティング事業を主たる事業としております。

また、当連結会計年度より、コア事業の明確化等を目的として、報告セグメントの名称を「コンサルティング事業」から「セキュリティ事業」に変更したほか、連結子会社であった「IT事業」を営む株式会社ヴィオについて、前連結会計年度に当社の保有株式の全てを売却したことから、同セグメントを廃止しております。

(1) セキュリティ事業

情報セキュリティ認証コンサルティング

プライバシーマーク認定コンサルティングやISO27001（ISMS）認証コンサルティング等の取得・更新・運用支援をはじめとする情報セキュリティ強化のための各種コンサルティングサービスを提供しております。

a. プライバシーマーク制度

プライバシーマーク制度とは、日本工業規格JISQ15001（個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項）に適合していることを審査・認定し、その証明として、プライバシーマークというロゴマークの使用を許諾する制度であり、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が、その運用を行っております。

b. ISO27001（ISMS）適合性評価制度

ISMS適合性評価制度とは、全業種を対象に、国際的に整合性のとれた情報セキュリティマネジメント基準に適合していることを審査・認証し、その証明としてISMS認定シンボルというロゴマークの使用を許諾する制度であり、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が、その運用を行っております。

（主な関係会社）株式会社バルク

サイバーセキュリティソリューション

サイバーセキュリティトレーニングサービス、脆弱性診断サービス等の各種サイバーセキュリティソリューションを提供しております。

（主な関係会社）Strategic Cyber Holdings LLC、株式会社CEL、株式会社バルク

(2) マーケティング事業

マーケティングリサーチ

新製品等開発のためのユーザーニーズ調査、ブランドイメージ調査、CS（顧客満足度）調査、ES（従業員満足度）調査、CM浸透度調査、Webサイト調査及びその他各種意識調査、並びにこれらに関する分析サービス等を提供しております。

インターネット調査、グループインタビュー調査、街頭調査及び訪問面接調査等の各種調査手法によるクライアントのニーズに合わせたオーダーメイド型の調査・分析サービスを特徴としております。

（主な関係会社）株式会社バルク

セールスプロモーション、広告代理

主に食品関連の小売業界、メーカー、物流企業に対して、各種セールス企画、キャンペーン企画及びその事務局運営、イベント企画、販促用フリーペーパーの企画制作、ノベルティ制作等の幅広い領域でセールスプロモーション活動の支援等を行っております。

（主な関係会社）株式会社マーケティング・システム・サービス

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社バルク (注)3、6	東京都 中央区	100,000 千円	セキュリティ事業 マーケティング事業	100.0	経営管理、業務受託 資金の貸借、役員の兼任
株式会社マーケティング・システム・ サービス (注)3、6	東京都 千代田区	10,000 千円	マーケティング事業	100.0	経営管理、役員の兼任 資金の貸借
Strategic Cyber Holdings LLC (注)3	米国 デラウェア州	1,470 千米ドル	セキュリティ事業	100.0	経営管理、資金の援助 役員の兼任
株式会社CEL (注)4	東京都 港区	30,000 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社アトラス・コンサルティング (注)5	東京都 中央区	20,000 千円	マーケティング事業	20.0	資金の貸付

- (注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3 特定子会社であります。
 4 2018年9月3日付けで設立しております。
 5 債務超過会社で債務超過の額は、2019年3月末時点で59,821千円となっております。
 6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
株式会社バルク	533,285	64,917	58,517	123,219	271,375
株式会社マーケティング・システム・サービス	501,466	7,273	5,065	108,325	216,631

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
セキュリティ事業	14	(1)
マーケティング事業	26	(-)
全社(共通)	4	(-)
合計	44	(1)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(契約社員、パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
- 3 従業員数が連結会計年度末に比べ8名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大に伴う事業子会社の人員増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4	43.5	11.7	8,427

セグメントの名称	従業員数(人)	
全社(共通)	4	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員を記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「価値創造」の企業理念に基づき、お客様に対する付加価値の高いサービス・製品の提供を通じて企業価値の向上を図り、株主価値の最大化を目指してまいります。

(2) 経営戦略

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度を高い成長による企業価値の向上を実現するための先行投資期間として位置付け、中長期的な企業価値拡大に向けた足場固めのために各種取組みを推進してまいりました。翌連結会計年度からは収益化フェーズに移行し、投資とのバランスを重視した事業展開を進めますが、引き続き、外部企業との提携やM&Aを積極的に活用するとともに、優秀な人材を確保することで、スピード感をもった経営を推進し、技術進化（ビッグデータ・AI・IoT等とのデータ連携）との連動性をさらに高め、付加価値の高いソリューション提供によって業容拡大を目指します。

(3) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、情報セキュリティ分野において、GDPR（EU一般データ保護規則）が施行され、また、昨今頻発している仮想通貨を巡るサイバー事件、SNSの情報漏洩、フィッシング攻撃、ビジネスメール詐欺など高度化・多様化したサイバー攻撃の脅威は世界的に深刻化しており、サイバーセキュリティの重要性はますます高まっております。さらに、日本国内においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど国際イベントを控え、サイバー攻撃の多発が懸念されており、重要な社会インフラ向けのサイバー攻撃対策需要がさらに高まると想定しております。そして、サイバー空間に国境はなく、このような需要に応えるためには、世界レベルでの情報収集と技術対応が不可欠です。

マーケティング分野においても、ビッグデータを背景とし、かつその解析手段としてAI等の活用が進むなかで、新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集及びデータマイニングにかかる技術力、並びにクライアントへの提案力の強化の重要性が高まっております。

このような事業機会を取り込み、当社グループの成長に結びつけるためには、既存事業強化のための追加リソース配分（人材確保、設備投資）のみでは不十分であり、特に資本・業務提携やM&A等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

(4) 対処すべき課題

上記の経営環境を踏まえ、当社グループは、より高い成長の実現による株主価値の最大化を目指し、主にサイバーセキュリティ分野及びマーケティングリサーチ分野における最先端の情報、技術力及びノウハウ等を獲得するため、資本提携、業務提携及びM&A等の推進・模索並びに市場調査等の先行投資を積極的に実施しております。これらの取組みをスピード感をもって推進し、成功可能性を高めるため、「経営管理体制の強化」「優秀な人材の確保」「協業先との最適な連携関係の構築」「資金調達力の強化」を対処すべき重要課題として認識しております。

また、引き続き、営業力の強化、ストック型ビジネスの拡充、製品・サービスの付加価値向上、人材育成、グループ間連携の深化についても対処すべき課題として、事業活動を推進してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．関連する法的規制について

当社グループは、事業活動において様々な法的規制等の適用を受けております。そのため、これらの法的規制等が変更又は新設された場合や当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合、当社グループの事業運営並びに財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2．M&Aについて

当社グループは、スピード感を伴う成長戦略の実現手段としてM&Aを有効な手段として位置付けており、主に既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。当社グループでは、企業買収等を行う際、事前にリスクを把握・回避するために、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを実施しております。しかしながら、買収後に予期せぬリスクが発覚したり、事業環境や競合状況の変化等が生じることにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 人材について

当社グループは、人的財産を重要な経営資源として位置付けております。高付加価値サービスの維持継続のためには優秀な人材の確保・育成とその能力を引き出す制度・環境の整備が重要と考えており、知識・経験の豊富な人材の中途採用や社内研修のほか、人材育成のための人事制度および労働環境の整備に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保・育成が想定どおりに進まなかった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 投資について

当社は純粋持株会社として事業子会社の所有を通じて当社グループの企業価値を最大化することを目的としており、将来の事業機会を睨みその他事業会社等への投資を行う可能性もあります。これらの事業子会社又はその他投資先の業績悪化や破産等の事象が発生した場合、会計上の減損処理が必要となったり、投資金額が回収不能となる可能性があり、また、時価のある株式については時価の変動により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 与信管理について

当社グループは、債権の回収不能リスクを低減するため、情報収集・与信管理等、債権保全に注力しておりますが、予期せぬ取引先の経営破綻が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 減損会計適用の影響について

当社グループは様々な有形・無形の固定資産を所有しております。こうした資産は、時価の下落や期待通りのキャッシュ・フローを生み出さない状況になるなど、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなることで減損処理が必要となる場合があり、かかる減損損失が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 小規模組織であることについて

2019年3月31日現在における当社グループ組織は、役員及び従業員を合計して57名と小規模であり、内部管理体制に関してもこのような規模に応じたものとなっております。

今後、事業の拡大に伴い人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. ハザードリスクについて

当社グループでは、大規模な自然災害などの事態が発生した場合に備えて緊急時対応規程、事業継続管理規程を制定し、緊急時体制や対応方針および円滑な事業継続に向けての体制などの構築に取り組んでおりますが、想定を超える広域災害等によりオフィスや人員等の経営資源に大きな損害が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 情報セキュリティリスクについて

当社グループは、リサーチモニター会員の個人情報等をデータベース化して蓄積していることから、データの漏洩、滅失及び棄損等のリスクに備えるため、ファイアーウォールシステムの構築、適切なアクセス管理、24時間体制のサーバー監視、定期的なデータバックアップ等の保全策を実施しております。

しかしながら、自然災害、事故、盗難、紛失、不正アクセスやコンピューターウィルス、システムの誤作動等の要因によって、データの漏洩・破壊やコンピューターシステムの利用が不可能になるなどの事態が発生した場合には、リサーチモニター情報やコンピューターシステムが利用できなくなるなどして、サービス提供に支障が生じる可能性があります。

また、万一、リサーチモニター会員などの個人情報の漏洩や不正アクセス等の事態が生じた場合には、当該会員などに対し損害の補償・回復措置その他の対応を行うことが必要となる可能性が生ずるととどまらず、当社グループの主要サービスの一つである情報セキュリティコンサルティングに対する信頼が著しく損なわれ、事業遂行や当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように十分に留意したうえで事業遂行しておりますが、特に登録が義務付けられていない著作権に関して権利の存在に対する認識が欠いたり、知的財産権の内容や効力が及ぶ範囲、知的財産権の成立の有効性について見解が異なること等により、結果的に当社グループが第三者の知的財産権を侵害することになる可能性は皆無ではありません。

このような場合、当該第三者より損害賠償、使用差止め等の請求を受けたり、訴えを提起されたりする可能性や当該知的財産権につき必要なライセンスが受けられなかったり、ライセンスに対して高額の対価の支払い義務を負う等の事態が発生し、当社グループの事業遂行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 品質管理について

当社グループは、製品・サービスの品質管理には万全を期しておりますが、想定範囲を超える瑕疵担保責任等が発生した場合には、多額の費用発生や当社グループの評価を大きく毀損することとなり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境及び個人消費の改善が継続しており、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦の深刻化、新興国の経済動向の減速など海外政治・経済は不確実性を高めており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、2017年6月に始動し2018年6月に強化した新経営体制のもと、前連結会計年度に引き続き当連結会計年度を将来の飛躍に向けた先行投資期間として明確に位置付け、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティングリサーチ分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウ等を獲得するとともに、最適なソリューション提供に向けた体制構築を目指し、資本提携、業務提携及びM & A等の推進・模索並びに市場調査等の先行投資を積極的に実施してまいりました。そのなかで、当連結会計年度においては、技術革新等による高い成長が見込まれる分野への投資、安定的な収益や中長期の受注拡大を期待できる大口・優良顧客の開拓、及び最適なソリューション提供に向けた良質なパートナーとの関係構築等の足場固めに経営資源を重点的に投下いたしました。

具体的には、セキュリティ事業において、イスラエルのCyberGym Control Ltd.（以下、「サイバージム社」）との共同事業会社である当社子会社Strategic Cyber Holdings LLC（以下、「SCH社」）を通じて、米国ニューヨーク（2018年7月開設）及び東京都港区（同年8月開設）にサイバーセキュリティトレーニングアリーナを開設し、その運営のほか、各種サイバーアリーナの販売やサイバーセキュリティソリューションの提供を本格的に開始いたしました。また、サイバージム社とは、2017年12月以降の協業に加え、2018年8月には同社への直接出資を行い、当社代表である石原紀彦が同社のアドバイザーボードメンバーに就任するなど、グローバルでの連携を一層強化し、両者間の事業協力関係をさらに深めました。

加えて、2018年9月に、ブロックチェーン関連企業等へのセキュリティソリューションの提供及び企業価値向上のアドバイス等を事業目的とする株式会社CEL（以下、「CEL社」）を当社の100%子会社として設立いたしました。CEL社は、サイバージム社との連携も活かし、各種セキュリティ対策ソリューションを提供しておりますが、2019年2月にスイスに本拠を置くHigh-Tech Bridge SA（以下、「HTB社」）との間でセキュリティテストソリューション「ImmuniWeb AI Platform」の国内独占販売契約を締結し、機械学習・人工知能（AI）の応用により品質・スピード・コスト競争力を兼ね備えた脆弱性診断・ペネトレーションテスト（侵入テスト）サービスの日本における独占提供を開始いたしました。

また、上記の成長戦略への投資等に充当するため、2018年7月11日に第三者割当による第3回及び第4回新株予約権並びに無担保社債を発行し、当連結会計年度において1,135,503千円を資金調達いたしました。

なお、当社グループは、前連結会計年度において、「IT事業」を営んでいた連結子会社にかかる当社保有株式の全てを売却し、連結の範囲から除外したことから、当連結会計年度より同セグメントを廃止しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,050,835千円（前期比4.2%増）、営業損失は380,852千円（前期は15,038千円の利益）、経常損失は398,189千円（前期は19,935千円の利益）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は411,150千円（前期は42,909千円の利益）となりました。

セグメント別の概況（売上高はセグメント間の内部取引消去前）は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、コア事業の明確化等を目的として、報告セグメントの名称をコンサルティング事業からセキュリティ事業に変更したことから、以下の前期比較及び分析については、変更後の区分に基づいて記載しております。また、当連結会計年度の期首よりSCH社を連結の範囲に含めておりますが、当社の決算月3月に対してSCH社の決算月は12月であり、仮決算を行わずに連結を行うことから、SCH社の業績は概ね3ヶ月遅れで当社の連結業績に反映されます。

（セキュリティ事業）

情報セキュリティ規格（プライバシーマーク、ISO27001等）のコンサルティングサービスについては、文書作成、教育、スケジュール管理など顧客の作業負荷軽減を実現する自社開発のITツール「V-Series」をベースとした高付加価値サービスの提供、ストック型ビジネスの強化・拡大、脆弱性診断サービスをはじめとする協業先との連携によるソリューション提供等により、既存案件、新規案件ともに堅調に推移いたしました。また、ユーザー会や

セミナー等を開催し、総合的な情報セキュリティ企業としてのプロモーション活動を積極的に展開するとともに、さらなるサービス拡充をはかるため新たな協業先の開拓にも努めました。

サイバーセキュリティトレーニングサービスを提供するSCH社の米国部門においては、事業拡大に向けた足場固めをはかるため、グローバルでの高い知見を有する専門家2名をアドバイザリーボードメンバーとして招聘し、大口・優良顧客をターゲットとした営業活動、顧客開拓に向けたネットワークの構築等に注力いたしました。

なお、これらの取組みが奏功し、2019年1月には、米国ロサンゼルス市において重要インフラ企業向けサービスを提供する現地企業との間で、大型のサイバーセキュリティトレーニング施設の販売契約及び継続的な収益が見込める運用サポート契約の締結にいたりました。また、SCH社の日本部門においては、サイバーセキュリティアリーナの販売やサイバーセキュリティエキスパートの育成事業などを展開するため、自社運営のアリーナを開設し、その運営に注力した結果、株式会社インターネット総合研究所との同社へのアリーナ販売及び協業にかかる基本合意、株式会社テクノプロとのサイバーセキュリティ人材の育成・派遣事業における協業にかかる契約をそれぞれ締結いたしました。このように、SCH社においては、当該分野の世界的なリーディングカンパニーであるサイバージム社との強固な連携により、最適なパートナーとの事業協力関係を拡大する戦略が順調に推移いたしました。さらに、SCH社ではこれらの取組みに加え、米国、日本の両部門において、サイバーセキュリティトレーニングサービス市場自体の拡大に向けて、啓蒙・プロモーション活動にも注力いたしました。

また、サイバー・フィジカル・セキュリティ対策ソリューションサービスを展開するCEL社についても、顧客の様々なニーズに応えられるようサービスラインナップの充実を目指し、機械学習・人工知能(AI)の応用により品質・スピード・コスト競争力を兼ね備えた脆弱性診断・ペネトレーションテスト(侵入テスト)サービスを提供するスイスのHTB社や先端テクノロジー人材を有するデジタルアセットセキュリティ企業であるシンガポールのCYBABO Pte., Ltd.など良質な協業先の開拓に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は294,649千円(前期比21.3%増)となりました。

(マーケティング事業)

マーケティングリサーチサービスについては、顧客ニーズ・調査手法の多様化やビッグデータ・人工知能(AI)・IoT等の技術革新を受けて、サービスの付加価値向上・差別化や技術革新への対応がより重要となってきております。このような状況のなか、創業以来蓄積してきたリサーチノウハウを最大限生かした各種オリジナル調査手法をベースに新規顧客の開拓と既存顧客からのリピート案件の確保に注力いたしました。また、収益性や成長性の確保に向けて、調査テーマ別の販売パートナー制度を構築し、協業先の開拓に努めました。

セールスプロモーションサービス及び広告代理サービスについては、長期的なリレーション構築を前提とした営業戦略による既存顧客との良好な関係を背景に、主に食をテーマとした企画の提案力、蓄積したノウハウの活用及び顧客ニーズへのきめ細かい対応によりサービスの付加価値を高め、大手スーパーマーケットや大手食品メーカーからの受注拡大に注力いたしました。また、SNSやデジタルサイネージなどを活用したデジタルプロモーションとリアルプロモーションを融合した新たなプロモーションのスタイルを確立すべく、流通・食品業界で蓄積したノウハウをベースに他分野・他業界にも積極的にマーケティング・営業活動を展開した結果、新規顧客の獲得に繋がりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は756,105千円(前期比13.0%増)となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度におけるセキュリティ事業の受注実績は、次のとおりであります。なお、マーケティング事業の受注実績は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
セキュリティ事業	298,208	106,642

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	増減	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
セキュリティ事業	242,759	294,549	51,790	21.3
マーケティング事業	669,217	756,105	86,888	13.0
IT事業	96,020	-	96,020	-
合計	1,007,998	1,050,655	42,657	4.2

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社マルエツ	220,130	21.8	213,899	21.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 当連結会計年度より、IT事業を廃止しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて999,375千円増加し1,961,544千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて7,649千円減少し、568,269千円となりました。これは、その他に含まれる前渡金が59,786千円増加した一方で、現金及び預金が87,286千円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて978,165千円増加し、1,364,415千円となりました。これは、サイバーセキュリティトレーニング施設運営権等が406,398千円、事業パートナーであるサイバージム社への出資等により投資有価証券が565,683千円増加したことなどによります。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて250,018千円増加し、452,224千円となりました。これは、未払金が199,553千円増加した一方で、短期借入金が50,000千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて21,872千円増加し、67,578千円となりました。これは、長期借入金19,442千円増加したことなどによります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて727,484千円増加し、1,441,740千円となりました。これは、資本金及び資本剰余金が第3回及び第4回新株予約権が全て行使されたことにより、それぞれ567,751千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失411,150千円の計上により利益剰余金が411,150千円減少したことなどによります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の74.1%から73.5%となり、1株当たり純資産が95円19銭から160円38銭となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ87,286千円減少し、322,361千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、使用した資金は290,592千円となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純損失400,758千円、減価償却費72,727千円となります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は886,728千円となりました。主な内訳は、投資有価証券の取得による支出563,505千円、有形固定資産の取得による支出181,785千円となります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、獲得した資金は1,090,034千円となりました。主な内訳は、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,092,359千円となります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、第2「事業の状況」3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(3) キャッシュ・フローに記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、次のとおりであります。

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
自己資本比率(%)	44.0	47.2	74.5	74.1	73.5
時価ベース自己資本比率(%)	92.0	89.5	108.6	236.0	271.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	11.7	3.1	-	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	5.1	19.1	-	-	-

(注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

6 2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオの表示はしておりません。

4【経営上の重要な契約等】

(CyberGym Control Ltd.との出資契約)

当社は、業務提携先であるCyberGym Control Ltd. (本社 イスラエル ハデラ市 / CEO Ofir Hason、以下、「サイバージム社」)との間で、以下のとおり2018年7月19日付で同社への出資に向けた基本合意書を締結のうえ、同年8月1日付で出資契約を締結いたしました。

1.出資の目的等

当社は、サイバーセキュリティトレーニングサービス等のサイバーセキュリティ分野における共同事業(以下、「本共同事業」)を行うことについて、イスラエルの同分野におけるリーディングカンパニーであるサイバージム社との間で、2017年11月9日付で基本合意し、同年12月22日付で独占的ライセンス契約を締結いたしました。これらの契約に基づき、サイバージム社との共同事業会社として、米国に当社子会社Strategic Cyber Holdings LLC (以下、「SCH社」)を2018年1月31日に設立し、各種サイバーセキュリティトレーニングアーリーナの運営及びマーケティング・営業活動等を共同で推進しております。

当社グループは、成長戦略上の最重点分野であるサイバーセキュリティ分野において、サイバージム社との本共同事業を中核とした最適かつ付加価値の高いソリューション提供を目指しており、サイバージム社においても、本共同事業により2018年7月18日(米国東部時間)に開設したニューヨークのコマーシャルアーリーナ¹「CYBERGYM NYC」をグローバル戦略の中核となるWCWA(World Cyber Warfare Arena)の重要拠点として位置付けております。加えて、日本市場においても本共同事業の本格展開を図るため、SCH社が国内初となるハイブリッドアーリーナ²「CYBERGYM TOKYO」を東京に開設し、2018年8月1日にオープンいたしました。

本共同事業を推進するなかで、両者において本共同事業に対する戦略上の位置付けが高まり、SCH社の資本政策を含む事業戦略に関する最適なストラクチャーについて十分な検討を行った結果、本共同事業の将来性や当事者における戦略上の重要性に鑑み、SCH社における追加の必要資金を外部投資家からのエクイティファイナンスで調達するという当初方針を変更し、SCH社への当社の出資比率を維持するため、資金支援は当社が直接行うこととなりました。SCH社の持分比率は、現時点で当社が100%となっておりますが、サイバージム社が30%分の持分取得オプションを保有しているため、当社によるSCH社への追加出資が完了しサイバージム社が持分取得オプションを全て行使した段階で当社が70%、サイバージム社が30%となる予定です。

また、上記の必要資金を確保するため、2018年6月25日提出の有価証券届出書に記載のとおり、同年7月11日を払込日として当社においてファイナンスを実施いたしました。

このような状況のなか、サイバージム社において、グローバル戦略の強化及び事業拡大のための体制強化・人員拡張、事業展開のための設備投資等を目的として、エクイティファイナンスによる資金調達を実施することとなり、引受先として主要パートナーである当社に打診がありました。これを受け、当社において検討を行った結果、本共同事業の戦略的重要性やサイバーセキュリティ分野での事業展開におけるサイバージム社との連携強化の重要性に鑑み、これに応じることとし、サイバージム社への出資に向けた基本合意及び出資契約の締結に至りました。

1 コマーシャルアーリーナ

重要インフラストラクチャーの複数セクターを対象とするサイバーセキュリティトレーニングのフルパッケージサービスを提供する大型のトレーニング施設となります。コマーシャルアーリーナ内には、対象セクターに対応する複数の模擬施設、ハードウェア及び専用ソフトウェアなどが構築され、サイバーセキュリティのスペシャリストで構成される攻撃側のRED TEAMや防衛側をサポートするWHITE TEAMなどが配備されます。

2 ハイブリッドアーリーナ

主に顧客の社内又は設備内に設置される小型のサイバーセキュリティトレーニング施設です。WHITE TEAMが配備され、主な設備はハードウェア及び専用ソフトウェア等となります。なお、RED TEAMによるサービスは、コマーシャルアーリーナからリモート提供されます。

2.出資の概要

(1)取得金額

500万米ドル

(2)取得株式

サイバージム社普通株式

(3)通常の株主権以外の経営参加権等

当社は、サイバージム社の発行済み株式の一定割合以上を保有する限り、サイバージム社のアドバイザリーボードメンバーのうち1名を任命する権利を有します。本件のクロージングに伴い、当社代表取締役社長の石原紀彦が同社のアドバイザリーボードメンバーに就任しております。

3.サイバージム社の概要(2018年8月1日現在)

- | | |
|--------------|--|
| (1)名称 | CyberGym Control Ltd. |
| (2)所在地 | Mivtza Yonatan St.1 Hadera 3852024, ISRAEL |
| (3)代表者の役職・氏名 | Ofir Hason, CEO |
| (4)設立年月日 | 2013年2月11日 |
| (5)大株主 | Cyber Control Ltd. 60%、Ofir Hason 40% |

上記株主、サイバージム社及びイスラエル国営のIsrael Electric Corporation (イスラエル電力公社) 間においてジョイントベンチャー契約が締結されております。

- (6) 事業内容 サイバーセキュリティサービスの提供
- (7) 資本金 1,000,000イスラエルシケル
- (8) 当社との関係

資本関係 同社はSCH社の持分取得オプションを保有しており、これが全て行使された場合、SCH社に対する同社の持分が30%となります。

人的関係 同社CEOのOfir Hason氏及び同社Chairman of Steering CommitteeのYosi Shneck氏が、SCH社のBoard memberを務めております。

取引関係 2017年11月9日付共同事業に関する基本合意及び同年12月22日付独占的ライセンス契約に基づき、共同事業会社であるSCH社を通じてサイバーセキュリティ分野における共同事業を行っております。

4. 日程

- (1) 基本合意書締結日
2018年7月19日
- (2) 出資契約締結日
2018年8月1日
- (3) クロージング日
2018年8月30日

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 重要な設備の新設

セキュリティ事業において、サイバーセキュリティトレーニングサービスを提供するため、設備、ソフトウェア及びライセンス等に621,313千円の投資を実施いたしました。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	サイバーセ キュリティ施 設運営権等 (千円)	合計 (千円)	
Strategic Cyber Holdings LLC	CYBERGYM NYC (米国ニューヨー ク州)	セキュリティ	サイバーセ キュリティト レーニング設 備等	16,510	131,432	374,658	522,601	4 (-)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,288,000
計	25,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年7月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,984,000	8,984,000	名古屋証券取引所 (セントレックス)	単元株式数は100株であります。
計	8,984,000	8,984,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2017年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
新株予約権の数(個)	8,992(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式899,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日至 2023年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 301 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締 役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で

当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (2) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2019年3月期から2021年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、経常利益が以下に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該ために掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)を限度として、当該条件を最初に満たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

経常利益が1億円を超過した場合:行使可能割合:33.3%

経常利益が2億円を超過した場合:行使可能割合:66.6%

経常利益が3億円を超過した場合:行使可能割合:100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 上記(1)の条件に加えて、本新株予約権者は、行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値(但し、行使日の前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)が300円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者(の場合においてはその相続人)は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

本新株予約権者が死亡した場合

本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が、当該者に適用される当社の就業規則その他の社内規程等に違反したと取締役会が判断した場合

本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨申し出た場合

本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権総数引受契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権(2018年7月11日発行)

決議年月日	2018年6月25日
新株予約権の数(個)	12,000(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 926 (注)2、(注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月12日 至 2020年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の事前の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権付の発行時(2018年7月11日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式1,200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、下記(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (2)当社が下記(注)3の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前割当価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記(注)3による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初926円とする。但し、行使価額は下記(2)及び(3)に定める修正及び下記(注)3に定める調整を受ける。
- (2)下記(3)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。
- (3)行使価額は463円(但し、下記(注)3による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対して

は、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間前に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記(注)1に記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,200,000株、1個あたりの交付株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)1に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準
上記(注)2に記載のとおり修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に上記(注)2に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
本新株予約権の下限行使価額は463円である。
- (5) 交付株式数の上限
交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,200,000株(2018年6月25日現在の発行済株式総数に対する割合16.01%)、1個あたりの交付株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
567,600,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容

当社は、本新株予約権の割当先との間で、次の内容を含む本第3回新株予約権及び第4回新株予約権（以下、これらを総称して「本新株予約権等」という。）にかかる買取契約（以下、「本買取契約」という。）を締結いたしました。

(1) 不行使期間

当社は、下記(2)に基づく株式購入保証が適用される期間及び当社が割当先に発行した社債が残存する期間を除く本新株予約権等の行使期間中、割当先が本新株予約権等を行使することができない期間（以下、「不行使期間」という。）を合計4回まで定めることができる。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとする。

(2) 株式購入保証

当社は、本号及び下記(3)の条件に従い、株式購入保証期間（以下に定義する。）の適用を指定することができる。また、当社は、ある株式購入保証期間が終了した場合であっても、本号及び下記(3)の条件に従い、本新株予約権等の行使が全て完了するまで、別の株式購入保証期間の適用を指定することができる。株式購入保証期間において、割当先は、1回の株式購入保証期間で、当社に最低5億円（以下、「行使保証金額」という。）を提供するため、その裁量で1回又は複数回に分けて本新株予約権等を行使するものとする。但し、

()ある株式購入保証期間の初日において該当する行使保証金額分を下回る数の本新株予約権等が残存する場合には、割当先は、その時点で未行使の本新株予約権等を行使すれば足りる。

()ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、発行要項の取得事由に定める取得日又は下記(4)に基づく取得請求権による取得を割当先が請求した日のいずれかの日（以下、「早期終了日」という。）が到来する場合、割当先は早期終了日時点において該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わない。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日（以下で定義する。）から起算して30適格取引日の期間をいう。

「適格取引日」とは、次の全ての事由が存在しない取引日をいう。但し、第()号又は第()号の事由が存在する取引日であっても、割当先は、その裁量によりかかる取引日（関連する第()号又は第()号の事由が存在しなかった場合、適格取引日に該当していた取引日に限る。）を適格取引日と判断することができる。

()取引所における本株式の普通取引の株価が、対象となる本新株予約権等が第3回本新株予約権の場合は第3回本新株予約権発行要項に定義する下限行使価額、又は対象となる本新株予約権が第4回本新株予約権の場合はその行使価額（但し、第4回本新株予約権が行使価額修正条項付新株予約権となった後は、第4回本新株予約権発行要項に定義する下限行使価額）に、1.1を乗じた額以下である場合

()取引所における本株式の普通取引の株価が、取引所が公表する、直前の取引日の取引所における本株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合

()本株式の当該取引日の取引所における普通取引の売買代金が、8,000万円以下である場合

()当該取引日が第2.2条に基づき当社が設定した不行使期間に該当する場合

()当該取引日より前に割当先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる本株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当先に交付されていない、本新株予約権等が存在する場合

()割当先による行使が、制限超過行使（下記(5)で定義する。）に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合

()本契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合、又は

()当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

(3) 株式購入保証設定の条件

株式購入保証の設定については、当社は、次の全ての条件を遵守するものとする。次のいずれかの条件を満たさない株式購入保証の指定は無効とする。

()当社が割当先に対して事前の通知により株式購入保証を指定すること、及び

()ある株式購入保証の終了日と他の株式購入保証の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けること。

(4) 本新株予約権等の取得請求

いずれかの取引日において、取引所における本株式の普通取引の終値が10取引日連続して2018年6月22日の取引所における本株式の普通取引の終値の50%（463円）（但し、上記(注)3により行使価

額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)を下回った場合、

()いずれかの20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が、2018年6月25日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記(注)1により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)の25%を下回った場合、

()割当先が本新株予約権等の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権等を保有している場合、又は

()取引所における本株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合、

割当先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権等の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日から起算して15取引日目の日(但し、本新株予約権等の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、第3回本新株予約権1個当たり第3回本新株予約権発行価額と同額の金銭、第4回本新株予約権1個当たり第4回本新株予約権発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する。なお、本新株予約権等の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本条に基づき当社が割当先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されない。

(5) 制限超過行使

第3回本新株予約権及び第4回本新株予約権が本行使価額修正条項付新株予約権に転換された場合は第4回本新株予約権について、当社及び本買取人は、それぞれ以下の事項を遵守することを誓約する。但し、日本証券業協会の定める平成19年5月29日付「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(その後の改正を含み、以下、本条において「MSCB等規則」という。)第13条第6項、並びに取引所の定める規則又は取扱いに掲げる期間又は場合においては制限超過行使(下記において定義する。)を行うことができる。

本買取契約において、「制限超過行使」とは、本新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる本株式数(以下、「行使数量」という。)が払込期日時点における上場株式数(取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいう。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含む。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権等の行使をいう。7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社は、株式購入保証期間の対象となっていない各歴週での取引所における本株式の普通取引の取引高の25%を超える水準で、割当先が、取引所における普通取引で本株式を売却できないことを請求することができる。但し、当社が上記(注)5(7)に基づき本新株予約権を取得を請求した場合、又は割当先が上記(注)6(4)に基づき本新株予約権の取得を請求した場合を除くものとする。また、割当先は、当社の事前の承諾を得ること無く(但し、当該承諾は不合理に留保されてはならない。)、当社の発行済株式総数の1%を超える本株式を一度の市場外取引で売却することはできない。

8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

第4回新株予約権（2018年7月11日発行）

決議年月日	2018年6月25日
新株予約権の数（個）	2,900（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	290,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1,200 （注）2、（注）3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月12日 至 2020年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の事前の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権付の発行時（2018年7月11日）における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- （1）本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式290,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記（2）及び（3）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- （2）当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前割当価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- （3）調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）3による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

2．新株予約権の行使時の払込金額

- （1）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初1,200円とする。但し、行使価額は下記（2）及び（3）に定める修正及び（注）3に定める調整を受ける。
- （2）当社は、行使価額の修正条項の適用を決定することができ、それ以後、行使価額は次の定めに基づき修正される。下記（3）を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。
- （3）行使価額は463円（但し、下記（注）3による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。

3．行使価額の調整

- （1）当社は、本新株予約権の発行後、下記（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- （2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記（4）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予

約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記からまでの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間中に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記(注)1に記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。但し、下記(1)の尚書き、下記(2)乃至(5)については上記(注)2(2)の規定により行使価額の修正条項が適用された場合におけるそれ以後の特質等を示すものとする。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は290,000株、1個あたりの交付株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、上記(注)1に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、上記(注)2(2)の規定により行使価額の修正条項の適用され、それ以後に株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準
上記(注)2に記載のとおり修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に上記(注)2に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
本新株予約権の下限行使価額は463円である。
- (5) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
134,560,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (6) 交付株式数の上限
交付株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は290,000株(2018年6月25日現在の発行済株式総数に対する割合3.87%)、1個あたりの交付株式数は100株で確定している。
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。
6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容
上記第3回新株予約権(注)6に記載のとおり。
7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社は、株式購入保証期間の対象となっていない各歴週での取引所における本株式の普通取引の取引高の25%を超える水準で、割当先が、取引所における普通取引で本株式を売却できないことを請求することができる。但し、当社が上記(注)5(7)に基づき本新株予約権を取得を請求した場合、又は割当先が上記(注)6(4)に基づき本新株予約権の取得を請求した場合を除くものとする。また、割当先は、当社の事前の承諾を得ること無く(但し、当該承諾は不合理に留保されてはならない。)、当社の発行済株式総数の1%を超える本株式を一度の市場外取引で売却することはできない。
8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
9. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第3回新株予約権(2018年7月11日発行)

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第25期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	12,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	1,200,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	776.16
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	931,386
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	12,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,200,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	776.16
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	931,386

第4回新株予約権(2018年7月11日発行)

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第25期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,900	2,900
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	290,000	290,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	703.85	703.85
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	204,117	204,117
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,900	2,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	290,000	290,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	703.85	703.85
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	204,117	204,117

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年3月4日 (注)1	-	7,494,000	511,000	100,000	340,411	511,374
2018年4月1日~ 2019年3月31日 (注)2	1,490,000	8,984,000	567,751	667,751	567,751	1,079,125

(注)1 2015年1月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、欠損の補填を行っております。

2 新株予約権の行使によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	7	31	6	7	4,881	4,933	-
所有株式数 (単元)	-	34	5,868	13,980	357	241	69,352	89,832	800
所有株式数の割合 (%)	-	0.04	6.53	15.56	0.40	0.27	77.20	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
西澤管財株式会社	東京都中央区銀座4丁目9番8号	1,000,000	11.1
村松 澄夫	千葉県流山市	916,700	10.2
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	194,700	2.2
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	134,100	1.5
株式会社HATASE HOLDINGS	東京都中央区銀座8丁目19番4号	133,500	1.5
米田 豊	東京都杉並区	111,000	1.2
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	109,700	1.2
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12番32号	80,000	0.9
金本 康来	大阪府大阪市阿倍野区	76,500	0.9
米田 研介	東京都杉並区	76,200	0.8
計	-	2,832,400	31.5

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,983,200	89,832	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	8,984,000	-	-
総株主の議決権	-	89,832	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社グループは、今もなお成長の過程にあると認識しているため、内部留保の充実を図り、これを事業の効率化・競争力強化と事業規模の拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する将来の利益還元につながるかと考えております。従って、当面は内部留保の充実を優先した配当政策を継続する予定ですが、財政状態及び経営成績とのバランス及び内外の事業環境を総合的に勘案し、できるだけ早い時期に配当の実施を行い、株主に対する利益還元を目指す所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと捉え、法令に準拠した効率的かつ効果的なマネジメントシステムの確立と運営に努め、経営の監視機能と監査機能の実効性向上を図り、高いコンプライアンス意識の維持向上に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び役割分担等に従い、取締役会その他重要な会議への出席や業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、必要に応じて子会社の監査を実施しております。

イ 企業統治の体制の概要

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長石原紀彦を議長として、松田孝裕、田中翔一郎及び遠藤典子の4名で構成されており、遠藤典子は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。原則として毎月1回の定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及びその他の経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する機関として、毎月の営業状況や業績の報告が行われ、重要な経営課題等について審議しております。また、原則として監査役も出席し、適宜意見が述べられております。

・経営会議

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、事業子会社の代表者及び事業部門責任者で構成されており、定時取締役会の合間に月1回程度開催しております。経営会議では、各部門における業務の報告及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討及び情報の交換・共有を行うほか、新製品・新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っております。また、必要に応じて監査役も出席しております。

・監査役会

監査役会は、奥山琢磨（常勤）、平山剛及び小松祐介の3名で構成されており、奥山琢磨及び小松祐介の両氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。各監査役は、法務、財務・会計、税務に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席、取締役、内部監査担当、その他の従業員及び会計監査人等からの情報収集等を通じて、監査役会で定めたそれぞれの役割分担等に従い、取締役の職務執行を監査しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

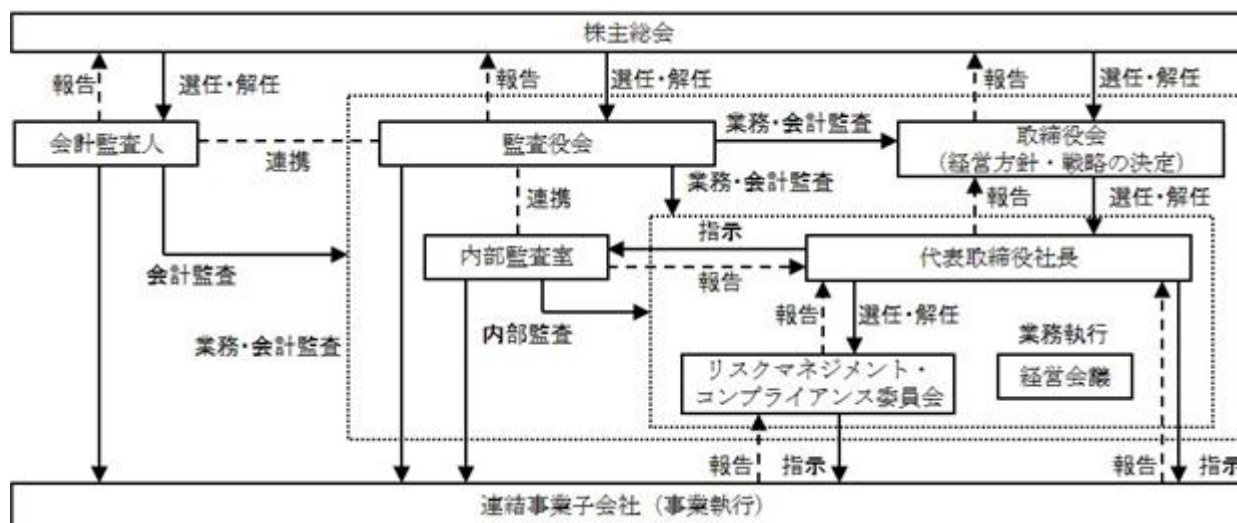
・内部監査室

代表取締役直轄の内部監査室（2名）を設置し、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、財産を保護し、不正・誤謬を防止するため、徹底した内部監査に取り組んでおります。内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

ロ 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために下記の体制を整えております。

当社の機関・内部統制の関係図は次の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、適切な企業統治を行なうために、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の内部統制システムの整備を行っております。なお、体制を構築するだけでなく、有効に機能させるために、適宜見直しを行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底させる。
- (2) 取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。
- (3) 監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- (4) コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。
- (5) 内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。
- (2) 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

- (2) 取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。
- 5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。
- (2) 当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。
- (3) 当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。
- (4) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。
- (2) 補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。
- (3) 監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。
- (2) 監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。
- 8 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- (3) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。
- ・リスク管理体制の整備状況
当社は、当社グループが営む事業において生じ得る様々なリスクについて、社内の各部門及び各事業会社からリスク情報を収集して的確に把握し、経営トップの主導による内部統制システムの構築、効率的な経営資源の配分等を通じて、当社グループ全体のリスクの管理、低減を図っています。また、リスク管理の担当

部署は管理本部とし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、専門家である弁護士及び会計監査人の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行います。

・責任限定契約の概要

1 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、取締役遠藤典子、監査役奥山琢磨及び小松祐介との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

・取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式を取得することができることを目的とするものです。

2 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	石原 紀彦	1977年 5月 4日	2001年 4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント株式会社入社 2004年 8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年 2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長 2011年 1月 株式会社アトミックスメディア取締役 2011年 3月 サンインベストメント合同会社設立 代表 社員(現任) 2013年 9月 みやこキャピタル株式会社取締役(現任) 2014年 4月 サンインベストメント株式会社設立 代表 取締役(現任) 2014年 6月 株式会社アトミックスメディア代表取締役 2017年 3月 株式会社アトミックスメディア取締役 2017年 6月 当社取締役 2018年 1月 当社代表取締役社長(現任) 2018年 1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年 9月 株式会社C E L 取締役(現任)	(注)3	17,600
取締役	松田 孝裕	1960年 5月20日	1983年 4月 富士通株式会社入社入社 2003年11月 ソフトブレーション株式会社入社 2004年 3月 同社取締役副社長 2005年 6月 同社代表取締役社長 2008年 6月 ティ・エムコンサルティング株式会社設 立 代表取締役(現任) 2011年 4月 コムチュア株式会社常務取締役 2012年 5月 株式会社エアウィーヴ取締役副社長 2014年 9月 同社代表取締役社長 2018年 6月 当社取締役(現任) 2018年11月 Strategic Cyber Holdings LLC 日本支社代表(現任)	(注)3	-
取締役	田中 翔一朗	1987年 7月30日	2010年 7月 SAPジャパン株式会社入社 2012年 3月 オートノミー株式会社(現 日本ヒュー レット・バッカード株式会社)入社 2013年 7月 Tanaakk株式会社設立 代表取締役社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役(現任) 2018年 9月 株式会社C E L 代表取締役社長(現任)	(注)3	16,500
取締役	遠藤 典子	1968年 5月 6日	1994年 6月 株式会社ダイヤモンド入社 2004年 4月 国立大学法人九州大学東京事務所長・ディ レクター兼務 2006年 4月 株式会社ダイヤモンド 週刊ダイヤモンド 編集部副編集長 2013年 9月 国立大学法人東京大学政策ビジョン研究セ ンター客員研究員 2015年 4月 学校法人慶應義塾大学大学院政策・メディ ア研究科特任教授(現任) 2018年 1月 Strategic Cyber Holdings LLC Board member(現任) 2018年 7月 株式会社アインホールディングス社外取締 役 2019年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取 締役(現任) 2019年 6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	奥山 琢磨	1971年12月23日	2002年4月 あずさ監査法人入所(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年5月 公認会計士登録 2013年10月 奥山琢磨公認会計士事務所開設 代表(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年3月 仲田マネージメントサービス株式会社代表取締役(現任) 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	-
監査役	平山 剛	1980年8月1日	2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所/モリソンフォースター外国法事務弁護士事務所入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年1月 株式会社プレイブソフト取締役 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	2,900
監査役	小松 祐介	1974年7月2日	1997年6月 公認会計士大浦俊一事務所入所 2001年6月 税理士登録 2001年7月 小松祐介税理士事務所(屋号 アークス総合会計事務所設立 代表(現任)) 2005年2月 K T A X株式会社代表取締役(現任) 2016年5月 東洋通信工業株式会社監査役(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計					37,000

- (注) 1 取締役遠藤典子は、社外取締役であります。
2 監査役奥山琢磨及び小松祐介は、社外監査役であります。
3 取締役石原紀彦、松田孝裕、田中翔一郎及び遠藤典子の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役平山剛及び小松祐介の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役奥山琢磨の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 所有する当社株式数には、役員持株会を通じての保有分を含めております。また、田中翔一郎氏の所有する当社株式数は、Tanaakk株式会社の保有する16,500株となります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役遠藤典子は、他の上場企業での社外取締役としての経験と経済誌編集者としての取材活動や公共政策研究を通じて培った豊富な経験、知見を有しており、業務執行の監督機能強化への貢献及び女性の目線による多様で幅広い助言等を期待できることから、社外取締役として選任しております。

社外監査役奥山琢磨は、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役として選任しております。また、公認会計士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小松祐介は、税理士として税務分野及び会計分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役として選任しております。また、税理士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関

する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、経歴及び当社との関係性を考慮し、当社の経営陣から独立した立場で適切な助言・提言を行って頂ける方を選任しております。

当社において社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、取締役会等の重要な会議に出席し、豊富な経験、幅広い見識に基づき、専門的・客観的見地から助言・提言を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性のある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを基本的な考え方として選任しております。監査役は、社内・社外監査役の区分を問わずそれぞれ独立の立場から監査計画・分担に従って監査を実施しております。また、内部監査室、会計監査人、監査役との間では、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携をはかり監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社の企業統治において社外取締役又は社外監査役が果たす役割は、経営の意思決定機関及び業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役4名中1名を社外取締役並びに監査役3名中2名を社外監査役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監督及び経営監視の機能を構築しております。なお、社外監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け意見交換を行うほか、適宜、会計監査の状況等の報告を受け協議を行い、その内容を社外監査役の監査業務に反映しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、監査役監査は、「監査役監査規程」に従い行われております。

監査役は、監査計画及び所定の定例監査又は臨時監査手続きに従い、取締役会や経営会議など社内の重要な会議へ出席すると共に、議事録、稟議書、契約書等の書類の査閲、関係者へのヒアリング、会計監査人による監査への立会い、実地調査等の方法により監査を実施しております。

監査役は、必要に応じて内部監査室、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

内部監査の状況

当社の内部監査組織として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査には、事業年度の監査計画に基づいて継続的に行う「定例監査」並びに社長の特命又は必要に応じて随時行う「臨時監査」があります。内部監査は、「内部監査規程」に従って実施し、法令及び定款、諸規程等のルールに沿って適正に会計処理、業務活動が行われているか、効率的に業務が行われているかを監査しております。また、個人情報を含めた情報管理、衛生管理等も監査しております。監査の結果、要改善事項があった場合には、被監査部門と内部統制部門の責任者に通知し、被監査部門は改善措置の方法、計画及び、実施状況の回答書を内部監査室経由で、社長に提出しております。

内部監査室は、必要に応じて監査役会、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております

会計監査の状況

1 監査法人の名称

K D A 監査法人

2 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌氏

指定社員業務執行社員 公認会計士 園田 光基氏

3 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名です。

4 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、監査業務に関わる豊富な知識及び監査業務執行の正確性が高い監査法人を選定することとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

5 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、常勤監査役が適時実施する監査法人との意見交換、監査業務の監視及び検証等により適宜実施され、監査役会において報告しております。常勤監査役である奥山琢磨氏は公認会計士の資格を有しており、常勤監査役との意見交換により、細部にわたり評価を実施しております。

当事業年度におけるK D A監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

1 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,200	-	16,200	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,200	-	16,200	-

2 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(1.を除く)
該当事項はありません。

3 その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社連結子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCは、米国においてKevin Bee, CPA, A Professional Accountancy Corporationに対して、監査証明業務に基づく報酬として125千米ドルの報酬を支払っております。

4 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

5 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方針の決定に関する方針は定めておりません。

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、取締役会の決議により代表取締役石原紀彦に決定を一任しております。

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、監査役相互の協議により、個々の配分額を決定しております。

なお、当社の役員報酬に業績連動報酬はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬	摘要	
取締役	7名	66,810千円	うち社外2名	9,300千円
監査役	4名	10,590千円	うち社外3名	7,890千円
合計	11名	77,400千円		

- (注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 取締役3名が連結子会社から役員報酬の支給を受けており、その総額は31,267千円であります。
3 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第25期定時株主総会において、200百万円と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第7期定時株主総会において20百万円と決議いただいております。
4 取締役及び監査役の報酬等の総額には、2018年6月28日開催の第24期定時株主総会終了の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬額が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在致しません。

(5) 【株式の保有状況】

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は当社であり、保有状況については以下のとおりです。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を中長期的な企業価値向上の効果や経済合理性など様々な観点から定期的に検証し、その意義が認められなくなった銘柄については、適宜適切に売却していく方針です。

なお、取締役会は、定期的に純投資目的以外の目的である投資株式について、将来の事業戦略や事業上の関係などを踏まえ、個別に検証を行い、保有継続の可否を判断しています。

- b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	560
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	563	サイバーセキュリティ分野における共同事業 パートナーとの連携強化
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
CyberGym control Ltd.	90,910	-	サイバーセキュリティ分野における 共同事業パートナーとの連携強化	無
	560	-		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、将来の事業戦略や事業上の関係などを踏まえ、個別に検証しております。

みなし保有株式
該当事項はありません。

d. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	110	1	106
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載してありません。

e. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

f. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、K D A 監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準の内容又はその変更等を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	409,647	322,361
受取手形及び売掛金	147,265	163,459
商品及び製品	47	-
仕掛品	2,164	1,166
原材料及び貯蔵品	387	335
その他	16,483	80,947
貸倒引当金	75	-
流動資産合計	575,919	568,269
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	558	25,546
減価償却累計額	102	8,295
建物及び構築物(純額)	455	17,250
車両運搬具	6,218	7,681
減価償却累計額	5,536	2,663
車両運搬具(純額)	682	5,017
リース資産	3,190	3,190
減価償却累計額	2,446	3,084
リース資産(純額)	744	106
工具、器具及び備品	12,148	169,342
減価償却累計額	1 5,421	1 29,214
工具、器具及び備品(純額)	6,726	140,128
有形固定資産合計	8,608	162,501
無形固定資産		
のれん	47,461	42,715
ソフトウェア	16,418	16,979
電話加入権	10	10
サイバーセキュリティ施設運営権等	-	406,398
無形固定資産合計	63,890	466,102
投資その他の資産		
関係会社株式	167,960	-
投資有価証券	106,239	671,923
敷金及び保証金	18,526	37,358
繰延税金資産	10,398	15,898
保険積立金	10,291	10,336
その他	6,003	4,723
貸倒引当金	5,670	4,430
投資その他の資産合計	313,750	735,810
固定資産合計	386,249	1,364,415
繰延資産		
株式交付費	-	28,860
繰延資産合計	-	28,860
資産合計	962,168	1,961,544

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,073	90,174
短期借入金	50,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	16,668
未払金	15,474	214,025
未払費用	7,549	10,635
リース債務	724	122
未払法人税等	580	24,082
賞与引当金	19,510	19,220
ポイント引当金	10,871	7,169
前受金	26,469	48,901
その他	11,952	21,224
流動負債合計	202,206	452,224
固定負債		
長期借入金	-	19,442
リース債務	122	-
役員退職慰労引当金	15,750	15,750
退職給付に係る負債	29,768	32,386
その他	65	-
固定負債合計	45,706	67,578
負債合計	247,912	519,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	667,751
資本剰余金	511,374	1,079,125
利益剰余金	109,972	301,178
株主資本合計	721,346	1,445,699
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,989	5,812
為替換算調整勘定	-	954
その他の包括利益累計額合計	7,989	4,857
新株予約権	899	899
純資産合計	714,255	1,441,740
負債純資産合計	962,168	1,961,544

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,008,551	1,050,835
売上原価	603,125	697,438
売上総利益	405,426	353,397
販売費及び一般管理費	¹ 390,387	¹ 734,250
営業利益又は営業損失()	15,038	380,852
営業外収益		
受取利息	578	280
助成金収入	2,112	700
持分法による投資利益	2,200	800
その他	159	180
営業外収益合計	5,050	1,961
営業外費用		
支払利息	64	1,028
株式交付費償却	-	7,238
為替差損	-	11,030
リース解約損	69	-
その他	19	-
営業外費用合計	153	19,297
経常利益又は経常損失()	19,935	398,189
特別利益		
関係会社株式売却益	² 22,684	-
固定資産売却益	³ 13	³ 679
特別利益合計	22,698	679
特別損失		
固定資産売却損	⁴ 75	-
減損損失	-	⁵ 3,249
特別損失合計	75	3,249
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	42,558	400,758
法人税、住民税及び事業税	1,085	15,892
法人税等調整額	8,546	5,500
法人税等合計	7,461	10,392
当期純利益又は当期純損失()	50,019	411,150
非支配株主に帰属する当期純利益	7,110	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	42,909	411,150

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	50,019	411,150
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,989	2,177
為替換算調整勘定	-	954
その他の包括利益合計	1, 2 7,989	1, 2 3,132
包括利益	42,029	408,018
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	34,919	408,018
非支配株主に係る包括利益	7,110	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	511,374	67,063	678,437
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				-
親会社株主に帰属する当期純利益			42,909	42,909
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	42,909	42,909
当期末残高	100,000	511,374	109,972	721,346

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	-	-	34,453	712,890
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						-
親会社株主に帰属する当期純利益						42,909
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,989	-	7,989	899	34,453	41,544
当期変動額合計	7,989	-	7,989	899	34,453	1,365
当期末残高	7,989	-	7,989	899	-	714,255

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	511,374	109,972	721,346
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	567,751	567,751		1,135,503
親会社株主に帰属する当期純損失()			411,150	411,150
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	567,751	567,751	411,150	724,352
当期末残高	667,751	1,079,125	301,178	1,445,699

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,989	-	7,989	899	-	714,255
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						1,135,503
親会社株主に帰属する当期純損失()						411,150
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,177	954	3,132	-	-	3,132
当期変動額合計	2,177	954	3,132	-	-	727,484
当期末残高	5,812	954	4,857	899	-	1,441,740

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	42,558	400,758
減価償却費	11,010	72,727
のれん償却額	4,746	4,746
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,442	1,315
ポイント引当金の増減額(は減少)	6,632	3,701
賞与引当金の増減額(は減少)	16,560	290
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,125	2,618
受取利息及び受取配当金	578	279
支払利息	64	608
関係会社株式売却損益(は益)	22,684	-
売上債権の増減額(は増加)	51,051	16,193
たな卸資産の増減額(は増加)	4,657	1,098
未収入金の増減額(は増加)	383	436
仕入債務の増減額(は減少)	4,061	31,101
前受金の増減額(は減少)	7,966	22,432
未払消費税等の増減額(は減少)	39	963
未払費用の増減額(は減少)	5,783	3,085
その他	19,734	9,114
小計	10,326	291,835
利息及び配当金の受取額	578	279
利息の支払額	64	608
法人税等の支払額	5,703	742
法人税等の還付額	-	2,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,516	290,592
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 167,960	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	12,266	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	112,490	-
投資有価証券の取得による支出	114,229	563,505
有形固定資産の取得による支出	5,097	181,785
無形固定資産の取得による支出	8,375	122,854
敷金及び保証金の差入による支出	-	19,218
保険積立金の積立による支出	43	-
その他	36	635
投資活動によるキャッシュ・フロー	195,448	886,728
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000	50,000
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	-	13,890
社債の発行による収入	-	250,000
社債の償還による支出	-	250,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1,092,359
その他	145	11,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,145	1,090,034
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	160,819	87,286
現金及び現金同等物の期首残高	570,466	409,647
現金及び現金同等物の期末残高	1 409,647	1 322,361

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	株式会社バルク 株式会社マーケティング・システム・サービス Strategic Cyber Holdings LLC 株式会社CEL

連結の範囲の変更

当連結会計年度より重要性が増したStrategic Cyber Holdings LLCを連結の範囲に含めております。また、2018年9月3日に設立した株式会社CELを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	1社
関連会社の名称	株式会社アトラス・コンサルティング

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちStrategic Cyber Holdings LLCの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

サイバーセキュリティ施設運営権等 5年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ポイント引当金

リサーチモニターに対して付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社1社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該連結子会社では2014年3月をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたので、制度廃止以降の新規繰入は行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社2社（株式会社バルク、株式会社マーケティング・システム・サービス）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項乃至第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 工具、器具及び備品の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んだ金額で表示しております。
減損損失累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減損損失累計額	439千円	3,688千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	75,845千円	160,657千円
給与手当	107,537千円	137,611千円
賞与引当金繰入額	10,280千円	14,733千円
退職給付費用	2,387千円	3,331千円
のれん償却額	4,746千円	4,746千円

- 2 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

関係会社株式売却益は、連結子会社であった株式会社ヴィオの当社保有株式の全てを譲渡したことに
よるものであります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
備品	13千円	679千円
計	13千円	679千円

- 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
備品	75千円	- 千円
計	75千円	- 千円

- 5 減損損失の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物附属設備	- 千円	2,201千円
備品	- 千円	1,048千円
計	- 千円	3,249千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	7,989千円	2,177千円
組替調整額	- 千円	- 千円
計	7,989千円	2,177千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	- 千円	954千円
その他の包括利益合計	7,989千円	3,132千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	7,989千円	2,177千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	7,989千円	2,177千円
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	- 千円	954千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	- 千円	954千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	7,989千円	3,132千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	7,989千円	3,132千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,494,000	-	-	7,494,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の第2回新株予約権	普通株式	-	899,200	-	899,200	899
合計		-	-	899,200	-	899,200	899

(注) 1 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,494,000	1,490,000	-	8,984,000

(注) 当連結会計年度における増加は、第3回及び第4回新株予約権が全て行使されたことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の第2回新株予約権	普通株式	899,200	-	-	899,200	899
	第3回新株予約権	普通株式	-	1,200,000	1,200,000	-	-
	第4回新株予約権	普通株式	-	290,000	290,000	-	-
合計		-	899,200	1,490,000	1,490,000	899,200	899

(注) 1 第3回及び第4回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 第3回及び第4回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	409,647千円	322,361千円
現金及び現金同等物	409,647千円	322,361千円

- 2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

株式の売却により株式会社ヴィオが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります。

流動資産	99,043千円
固定資産	3,940千円
流動負債	17,137千円
固定負債	-千円
非支配株主持分	41,563千円
未実現利益	3,830千円
関係会社株式売却損益	22,684千円
同社株式の売却価額	63,138千円
同社の現金及び現金同等物	75,404千円
差引:売却による支出	12,266千円

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主としてOA機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	409,647	409,647	-
(2) 受取手形及び売掛金	147,265	147,265	-
資産計	556,912	556,912	-
(1) 支払手形及び買掛金	59,073	59,073	-
(2) 未払金	15,474	15,474	-
(3) 短期借入金	50,000	50,000	-
負債計	124,547	124,547	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	106,239
出資金	50
合計	106,289

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	409,647	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	147,265	-	-	-	-	-
合計(千円)	556,912	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金(千円)	50,000	-	-	-	-	-
合計(千円)	50,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	322,361	322,361	-
(2) 受取手形及び売掛金	163,459	163,459	-
資産計	485,820	485,820	-
(1) 支払手形及び買掛金	90,174	90,174	-
(2) 未払金	214,025	214,025	-
(3) 長期借入金(1)	36,110	36,110	-
負債計	340,310	340,310	-

(1) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	671,923
出資金	50
合計	671,973

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	322,361	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	163,459	-	-	-	-	-
合計(千円)	485,820	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(千円)	16,668	16,668	2,774	-	-	-
合計(千円)	16,668	16,668	2,774	-	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	106,239	114,229	7,989
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	106,239	114,229	7,989
合計		106,239	114,229	7,989

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	671,923	677,735	5,812
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	671,923	677,735	5,812
合計		671,923	677,735	5,812

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社2社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社2社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	25,643 千円
退職給付費用	9,970 千円
退職給付の支払額	5,845 千円
退職給付に係る負債の期末残高	29,768 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	29,768 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	29,768 千円
退職給付に係る負債	29,768 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	29,768 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	9,970 千円
----------------	----------

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社2社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社2社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	29,768 千円
退職給付費用	5,850 千円
退職給付の支払額	3,232 千円
退職給付に係る負債の期末残高	32,386 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	32,386 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,386 千円
退職給付に係る負債	32,386 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,386 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	5,850 千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 899,200株
付与日	2017年9月29日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	-
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2023年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第2回新株予約権	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	899,200
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	899,200
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

権利行使価格 (円)	300
行使時平均株価 (円)	-

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金又は資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,553千円	6,392千円
未払事業税	- 千円	242千円
ポイント引当金	3,761千円	2,480千円
退職給付に係る負債	9,901千円	10,763千円
役員退職慰労引当金	4,817千円	4,817千円
固定資産除却損	15,641千円	15,641千円
減損損失否認額	87千円	1,003千円
投資有価証券評価差額	2,446千円	1,779千円
資産除去債務	1,006千円	1,077千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	101千円	101千円
繰越欠損金	192,525千円	292,334千円
繰延税金資産小計	236,844千円	336,636千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	- 千円	284,447千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	35,350千円
評価性引当額 小計(注)	225,304千円	319,797千円
繰延税金資産 合計	11,540千円	16,839千円
繰延税金負債		
未払事業税	201千円	- 千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	940千円	940千円
繰延税金負債 合計	1,141千円	940千円
繰延税金資産の純額	10,398千円	15,898千円

(注) . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	96,774	41,080	36,855	67,984	9,295	638,471	890,462
評価性引当額	73,979	41,080	36,855	67,984	9,295	638,471	867,667
繰延税金資産	7,887	-	-	-	-	-	(2)7,887

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金182,676千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産7,887千円を計上しております。当該繰延税金資産は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.60%	-
評価性引当額の増減	78.15%	-
のれん償却	3.86%	-
持分法による投資損益	1.79%	-
未実現損益の税効果未認識額	1.90%	-
連結子会社株式売却損益の連結修正	20.45%	-
住民税均等割等	2.10%	-
子会社税率差異	0.59%	-
その他	1.09%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.53%	-

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度末(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度末(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法等

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各事業別に包括的な戦略を立案して事業活動を展開しております。従って、当連結会計年度におきましては、「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

「セキュリティ事業」では、主に情報セキュリティコンサルティングサービス、サイバーセキュリティトレーニングサービス及びその他サイバーセキュリティソリューションを提供しております。

「マーケティング事業」では、主にマーケティングリサーチサービス及びセールスプロモーションサービスを提供しております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

(セグメント名称の変更)

当連結会計年度より、事業内容をより明確に表示するために、従来「コンサルティング事業」としていた報告セグメントの名称を「セキュリティ事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の名称で記載しております。

(報告セグメントの廃止)

「IT事業」につきましては、同事業を実質的に単独で営んでいた株式会社ヴィオの当社保有株式を全て売却したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを廃止しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業	IT事業			
売上高						
外部顧客への売上高	242,759	669,217	96,020	1,007,998	553	1,008,551
セグメント間の内部売上高又は振替高	190	100	13,869	14,159	14,159	-
計	242,949	669,317	109,890	1,022,158	13,606	1,008,551
セグメント利益	66,998	78,135	17,206	162,340	147,301	15,038
セグメント資産	25,447	309,784	-	335,232	626,936	962,168
その他の項目						
減価償却費	3,491	4,628	1,189	9,309	1,679	10,989
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,187	1,898	-	7,086	2,290	9,377

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。
 2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
 4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	294,549	756,105	1,050,655	180	1,050,835
セグメント間の内部売上高又は振替高	100	-	100	100	-
計	294,649	756,105	1,050,755	80	1,050,835
セグメント利益又は損失 ()	234,728	77,637	157,091	223,761	380,852
セグメント資産	655,861	335,522	991,383	970,160	1,961,544
その他の項目					
減価償却費	63,847	8,462	72,309	417	72,727
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	617,684	12,908	630,592	3,488	634,081

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。
 2 セグメント利益又は損失()の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
 4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。
 6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略していません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	220,130	マーケティング事業

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
15,247	147,253	162,501

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	213,899	マーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

報告セグメントに所属しない全社資産として保有する固定資産について、3,249千円の減損損失を計上いたしました。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業	IT事業	合計		
当期償却額	-	4,746	-	4,746	-	4,746
当期末残高	-	47,461	-	47,461	-	47,461

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業	合計		
当期償却額	-	4,746	4,746	-	4,746
当期末残高	-	42,715	42,715	-	42,715

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 中央区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助 経営管理等	資金の貸付	-	短期貸付金 (注1)	2,400
							資金の回収	2,200	長期貸付金 (注1)	30,800
							利息の受取 (注2)	574	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計33,200千円については、債務超過に伴う投資会社負担分として、連結貸借対照表上はその全額を減額しております。
- 2 株式会社アトラス・コンサルティングに対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 中央区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金 (注1)	32,400
							資金の回収	800	-	-
							利息の受取 (注2)	277	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計32,400千円については、債務超過に伴う投資会社負担分として、連結貸借対照表上はその全額を減額しております。
- 2 株式会社アトラス・コンサルティングに対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千ドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	CyberGym Control Ltd. (注1)	イスラエル ハデラ市	4,369	サイバーセキュリティソリューションの提供	-	共同事業 パートナー	サイバーセキュリティトレーニング施設の取得、ライセンス料の支払い等 (注2)	628,663	未払金	168,735 (注3)
							当社による 出資 (注4)	563,505	投資有価証券	560,933

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCのBoard memberであるOfir Hasonは、CyberGym Control Ltd.の議決権の過半数を所有(間接所有分を含む)し、同社のCEOを兼務しております。
- 2 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。
- 3 期末残高のうち、166,515千円は米国ニューヨーク州に開設したサイバーセキュリティトレーニングアリーナー式の購入代金の一部となります。CyberGym Control Ltd.は、Strategic Cyber Holdings LLCの持分の30%を取得する権利を有しており、かかる権利が行使される際に当該未払金の全部が現物出資の対価となります。
- 4 株式の取得価額は、第三者による株価算定結果を勘案し決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失、並びに算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (2018年 3 月31日)	当連結会計年度 (2019年 3 月31日)
(1) 1 株当たり純資産額	95円19銭	160円38銭

項目	前連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)
(2) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり 当期純損失 ()	5円73銭	49円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	42,909	411,150
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	42,909	411,150
期中平均株式数 (株)	7,494,000	8,317,493
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	2017年 9 月29日開催の取締役会 決議による第 2 回新株予約権 新株予約権の数 8,992個 (普通株式 899,200株)	2017年 9 月29日開催の取締役会 決議による第 2 回新株予約権 新株予約権の数 8,992個 (普通株式 899,200株)

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)バルクホールディングス	第1回無担保社債(注)	年月日 2018.7.11	-	-	-	なし	年月日 2019.7.10
合計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当連結会計年度において、第1回無担保社債を額面総額で250,000千円発行いたしました。社債権者との当初約定どおり、第3回新株予約権の行使により調達した資金を原資として、2018年7月31日に全額を期限前償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	16,668	2.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	724	122	5.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	19,442	2.0	2020年~2021年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	122	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	50,847	36,232	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,668	2,774	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	第25期 連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高 (千円)	223,816	457,498	744,920	1,050,835
税金等調整前四半期 (当期)純損失 (千円)	14,549	39,194	210,649	400,758
親会社株主に帰属す る四半期(当期)純 損失 (千円)	15,420	45,485	221,894	411,150
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	2.06	5.77	27.18	49.43

	第1四半期 連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり四半期純 損失 (円)	2.06	3.81	20.29	21.53

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	235,521	155,453
売掛金	8,024	7,992
前払費用	1,672	3,554
原材料及び貯蔵品	135	129
関係会社短期貸付金	2,400	-
その他	9,031	9,529
貸倒引当金	2,400	-
流動資産合計	254,385	176,659
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	-	2,289
減価償却累計額	-	2,289
建物附属設備(純額)	-	-
工具、器具及び備品	481	1,475
減価償却累計額	303	1,475
工具、器具及び備品(純額)	178	-
有形固定資産合計	178	-
投資その他の資産		
関係会社株式	337,958	367,958
投資有価証券	106,239	671,923
関係会社長期貸付金	54,400	639,980
敷金及び保証金	13,480	16,493
その他	50	50
投資損失引当金	-	167,960
貸倒引当金	30,800	32,400
投資その他の資産合計	481,328	1,496,045
固定資産合計	481,507	1,496,045
繰延資産		
株式交付費	-	28,860
繰延資産合計	-	28,860
資産合計	735,892	1,701,564

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	50,000	-
関係会社短期借入金	-	130,000
1年内返済予定の長期借入金	-	16,668
未払金	4,953	5,755
未払費用	1,507	4,001
未払法人税等	290	9,203
預り金	1,174	2,813
賞与引当金	2,195	3,609
その他	1,188	-
流動負債合計	61,309	172,052
固定負債		
長期借入金	-	19,442
退職給付引当金	7,597	9,105
固定負債合計	7,597	28,547
負債合計	68,906	200,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	667,751
資本剰余金		
資本準備金	511,374	1,079,125
資本剰余金合計	511,374	1,079,125
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	62,702	240,999
利益剰余金合計	62,702	240,999
株主資本合計	674,076	1,505,878
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,989	5,812
評価・換算差額等合計	7,989	5,812
新株予約権	899	899
純資産合計	666,986	1,500,965
負債純資産合計	735,892	1,701,564

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	92,953	102,480
営業費用	147,358	233,133
営業損失()	54,405	130,653
営業外収益		
受取利息	2,682	7,076
貸倒引当金戻入額	2,200	800
その他	1	103
営業外収益合計	4,883	7,980
営業外費用		
支払利息	7	1,629
株式交付費償却	-	7,238
営業外費用合計	7	8,868
経常損失()	49,529	131,541
特別利益		
関係会社株式売却益	47,838	-
特別利益合計	47,838	-
特別損失		
投資損失引当金繰入額	-	167,960
減損損失	-	3,249
特別損失合計	-	171,210
税引前当期純損失()	1,691	302,751
法人税、住民税及び事業税	290	950
法人税等合計	290	950
当期純損失()	1,981	303,701

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	511,374	511,374	64,684	64,684	676,058
当期変動額						
当期純損失（ ）				1,981	1,981	1,981
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	1,981	1,981	1,981
当期末残高	100,000	511,374	511,374	62,702	62,702	674,076

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	-	-	676,058
当期変動額				
当期純損失（ ）				1,981
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,989	7,989	899	7,090
当期変動額合計	7,989	7,989	899	9,072
当期末残高	7,989	7,989	899	666,986

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	511,374	511,374	62,702	62,702	674,076
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	567,751	567,751	567,751			1,135,503
当期純損失（ ）				303,701	303,701	303,701
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	567,751	567,751	567,751	303,701	303,701	831,801
当期末残高	667,751	1,079,125	1,079,125	240,999	240,999	1,505,878

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,989	7,989	899	666,986
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				1,135,503
当期純損失（ ）				303,701
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,177	2,177	-	2,177
当期変動額合計	2,177	2,177	-	833,979
当期末残高	5,812	5,812	899	1,500,965

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2 . 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法 (3 年) により償却しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 (自己都合退職による期末要支給額の100%) の見込額に基づき計上しております。

(4) 投資損失引当金

子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失見込額を計上しております。

4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。) を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。) に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	45,215千円	77,400千円
給与手当	24,451千円	36,531千円
賞与引当金繰入額	2,195千円	3,977千円
退職給付費用	1,324千円	1,508千円
支払報酬	17,960千円	20,340千円

全額が一般管理費に属するものであります。

2 関係会社取引

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	92,953千円	102,480千円
営業外収益		
受取利息	2,679千円	7,074千円

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式337,958千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式367,958千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	9,969千円	9,920千円
賞与引当金	672千円	1,105千円
事業分離にかかる子会社株式の税効果	11,605千円	11,605千円
退職給付引当金	2,326千円	2,818千円
関係会社株式評価損	162,078千円	162,078千円
投資損失引当金	-千円	51,429千円
繰越欠損金	93,508千円	127,503千円
その他	3,509千円	3,833千円
繰延税金資産小計	283,669千円	370,294千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-千円	127,503千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	242,791千円
評価性引当額 小計	283,669千円	370,294千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金資産の純額	-千円	-千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物附属設備	-	2,289	-	2,289 (2,201)	-	2,289 (2,201)
工具、器具及び備品	178	1,199	-	1,378 (1,048)	-	1,475 (1,292)
有形固定資産計	178	3,488	-	3,667 (3,249)	-	3,765 (3,493)

(注) 当期償却額及び減価償却累計額欄には、減損損失を含んでおり、その金額を括弧書きで記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	33,200	-	-	800	32,400
賞与引当金	1,174	2,813	1,174	-	2,813
投資損失引当金	-	167,960	-	-	167,960

(注) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、関係会社債権に対する引当金の取り崩しによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載とする。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.vlcholdings.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年7月2日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年7月2日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月13日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月14日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2018年10月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使の結果）の規定

に基づく臨時報告書

2019年7月1日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2018年6月25日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2018年6月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2018年6月29日関東財務局長に提出。

2018年7月2日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月28日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 田 光 基
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルクホールディングスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社バルクホールディングスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 田 光 基
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。